

TAINS

Tax Accountant Information Network System

I. はじめに

重加算税の賦課要件について、平成7年4月28日最高裁では、「納税者のした過少申告行為そのものが隠ぺい、仮装に当たるといっただけでは足りず、過少申告行為そのものとは別に、隠ぺい、仮装と評価すべき行為が存在し、これに合わせた過少申告がされたことを要するものである。しかし、右の重加算税制度の趣旨にかんがみれば、架空名義の利用や資料の隠匿等の積極的な行為が存在したことまで必要であると解するのは相当でなく、納税者が、当初から所得を過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上、その意図に基づく過少申告をしたような場合には、重加算税の右賦課要件が満たされるものと解すべきである。」としています。

今回は、平成30年の判決事例の中から重加算税賦課決定処分を取り消した事案をご紹介します。

II. 代表者の署名・押印のある質問応答記録書／代表者の個人的費用か

平30.9.21 非公開判決
(全部取消し、一部取消し)
F0-2-855

1. 事案の概要

審査請求人は、税務調査の際、調査担当職員から、請求人の代表者である甲の個人名義の複数のクレジットカードの利用により支払われた飲食店等に対する支出について、甲の個人的な飲食等に係る金額であり、請求人の所得の金額の計算上、損金の額に算入されず、また、課税仕入れに係る支払対価の額にも該当しないことの指摘を受けたため、法人税等の修正申告書を提出しました。

原処分庁は、これら費用については、甲の個人的な飲食等の費用を損金の額に算入したという隠蔽又は仮装の事実があったなどとして法人税等に係る重加算税の賦課決定処分をしたのに対し、請求人が、原処分の一部の取消しを求めた事案です。

この事案では、甲は、これらクレジ

ットカードは、以前は売上先の接待等で利用した際の決済に使っていたが、平成25年7月以降の利用分については請求人の業務に関連するものではなく、甲が1人で行ったものや知人と利用したものである旨申述し、その旨を記載した質問応答記録書に署名及び押印をしていました。

2. 審判所の判断

甲は、本件調査担当職員に対し、平成25年7月以降の各カードの利用による飲食代の全てが個人的な飲食代である旨申述しているが、当該申述の内容は、各飲食等代金について概括的に述べたものであり、個々の支出について言及したのではなく、具体性が乏しい上、その内容を裏付ける客観的証拠は認められない。

そして、甲は、当審判所に対し、質問応答記録書に署名及び押印したものの、その内容は全て真実に反しており、各飲食等代金は、個人的な飲食等に係る金額ではなく全て交際費である旨答述している。

本件各飲食等代金の全てについて請求人の交際費であることを明らかにする証拠書類等はないことから、当審判所において各飲食等代金は全て交際費であるとの認定はできないものの、甲の答述を直ちに信用性を欠くものとして排斥できない。

以上の事実のほか、その他の証拠及び当審判所の調査によっても、本件各飲食等代金の全てについて甲の個人的な飲食等に係る金額であることを推認させるに足りる証拠はない。また、本件各飲食等代金の全てについて、甲が個人的な飲食等に係る金額であることを認識しながら、請求人の各事業年度の総勘定元帳の本件各費用勘定に計上したとする仮装の事実を認めるに足りる証拠もないことからすれば、各飲食等代金の全てについて、個人的な費用であることを甲が認識しながら本件各費用勘定に請求人の費用として計上したとは認められない。

したがって、本件各飲食等代金について、国税通則法第68条第1項に規定するところの隠蔽又は仮装の事実とは認められない。

SERIES TAINS 解体新書

重加算税賦課決定処分を取り消した最近の判決例

草間 典子〔足立〕



III. 相続財産の申告漏れ／相続開始直前に預金から引き出された金員

平30.3.29 公表判決
(全部取消し、一部取消し、棄却)
J110-1-07

1. 事案の概要

被相続人Jの相続人である審査請求人G、E及びHは、相続開始の直前に被相続人名義の預金口座から引き出された金員について、その一部が相続税の課税価格に算入されていなかったとして修正申告書を提出したところ、原処分庁が、相続税の更正処分及び重加算税の賦課決定処分等をした事案です。

請求人Eは、Jが病气により倒れた翌日と翌日にJ名義の預貯金口座から金員を引き出し、これとほぼ同額をE及びG名義預金口座に入金しました。しかし、その大半が、入金後1か月半余りの間に、Jの葬式費用や法要等の支払に充てられていました。

原処分庁は、Eは他の共同相続人から本件相続について相続財産の調査及び申告手続に係る委任を受けていたにもかかわらず、遺産分割協議書に本件金員を記載せず、また、申告の際の税務代理人であるR税理士に対して、被相続人名義の預貯金通帳の提示及び各預金取引の事実の伝達をせず、預金口座の残高証明書のみを提示したことが認められ、当初から過少に申告することを意図し、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をした上で、その意図に基づく過少申告をしたと主張していました。

2. 審判所の判断

請求人Eは、R税理士に対し、遺産分割協議書及び申告書の作成資料として、被相続人名義の預金口座の残高証明書は提示したものの、被相続人名義の預貯金に係る通帳は提示しなかったものと認められる。

しかしながら、R税理士が、Eに対し、被相続人名義の預貯金に係る通帳の提示や本件相続の開始前後の入出金について説明を求めなかったことからすると、Eは、遺産分割協議書及び申告書の作成に当たり、R税理士に提示した資料で事足りると認識していたも

のとも評価し得る。

そして、Eが、R税理士から、被相続人名義の預貯金に係る通帳の提示を求められたのに対し、これを拒否ないし虚偽の説明をしたというのであれば、本件調査に係る事前の打合せの際には、税理士の求めに応じて被相続人名義の預金通帳等を用意したというのであるから、R税理士からの求めがあれば、被相続人名義の預金通帳等を提示していたと考えるのが自然である。そうすると、Eは、R税理士に対し、過少な相続税額が記載された本件申告書を作成させるため、被相続人名義の預貯金に係る通帳を提示せず、残高証明書のみを提示したものと評価することは困難であるといわざるを得ない。

以上検討したところによれば、Eが、本件金員が相続財産であることを十分認識していたと認めるのは困難である上、本件遺産分割協議書及び申告書の作成に当たり、R税理士に対し、被相続人名義の預金口座の残高証明書のみを提示することにより、過少な相続税額が記載された申告書を作成させたものとも認められず、原処分庁の上記主張を根拠付ける証拠も見当たらない。

そうすると、Eが、当初から過少に申告する意図を有していたとか、その意図を外部からもうかがい得る特段の行動をしたとは認められず、その他、当審判所の調査によっても、Eについて、国税通則法第68条第1項に規定する隠蔽又は仮装の行為があったとは認められない。

*本判決の棄却とは、土地の広大地該当性の争点部分の判断です。

IV. おわりに

TAINSでの「検索ワード」は「重加算税」です。

今回のように処分が取り消された事案を探す場合には、「重加算税」の後に、「全部取消し」のキーワードをいただくと、情報を絞ることができます。

TAINSの入会に関するお問い合わせは、データベース事務局へ
TEL 03(5496)1195

かんたんに使えるから 顧問先への導入が 増えてます!

小規模事業者向けクラウドサービス

かんたんクラウド会計™

FinTech 技術でデータ取込



インターネットバンキング

クレジットカード

レシート領収書

MJSイメージキャラクター 高橋 ひかる

かんたんクラウドで、 会計事務所と顧問先の業務効率化を実現!!



導入事例をチェック!

詳しくはこちら

かんたんクラウド 3ヶ月無料 検索

キャンペーン実施中!

※2020年3月末まで

MJS 財務と経営システムのリーディングカンパニー 東証第一部上場
株式会社ミロク情報サービス (証券コード:9928)

●記載の商品名は株式会社ミロク情報サービスの商標または登録商標です。